

## 後見制度について（17） ～任意後見制度⑩～

任意後見制度を身近に感じていただくために、64歳女性 A 子さんを主人公にした事例の8回目をお話しします。

身寄りのない A 子さん、発語もままならず、意思疎通も困難な状況となってしまったため、家庭裁判所の手続きを経て、OAG ライフサポートが A 子さんの任意後見人に正式に就任し、同時に、家庭裁判所が選任した B 弁護士が、A 子さんの任意後見監督人に就任しました。



OAG ライフサポートは、A 子さんの今後の療養先候補として、住所地内の複数の特別養護老人ホーム（特養）に入居申請書を提出しました。その際には、療養介護をしてくれる家族はいないということを強調して申請理由を記載しました。

そのうちの一つの特養から、入居審査面談をクリアできれば、ひとまず「ショートステイ」から受け入れられる可能性があるという連絡がありました。

ここで「ショートステイ」についてご説明しましょう。特養では、この「ショートステイ」の機能を持っているところが多くあります。名前の通り、主に1カ月以内の短期間だけ、特養で介護を受けて過ごす制度です。ショートステイ専用のユニットを持っている特養もあれば、本入所している人が入院している間の空きベッドをショートステイに充てることもあります。

ショートステイの間はあくまでも在宅扱いになるので、本入所との違いとしては、住民票を特養に移すことが出来ない、特養内のケアマネを付けることができない、特養と提携している往診医師の診察を受けることができない、ということなどが挙げられます。

ただ、1カ月以内の短期間と言いつつも、業界用語で「ロングショート」といって、1カ月以内のショートステイを更新しながら長くその特養でお世話になり、本入所の空きを待つという方法を取らせてくれる特養もあります。その間、住民票住所が異動できないという不便さはありますが、日常の介護に困ることなく施設内で待たせてもらえますし、本入所するときも既に慣れている施設内での契約方法の変更に過ぎないので、本人に環境変化のストレスが掛かることはありません。

OAG ライフサポートは、A 子さんと特養との入居審査面談に同席し、病院からの診療情報提供書などの書類もすべて手配をした上で、ひとまずその特養の「ショートステイ」にお世話になることを決定しました。その際、本来は A 子さんと特養との短期入所契約の締結となりますが、実際には OAG ライフサポートが A 子さんの任意後見人として、契約締結に臨みます。費用の説明や支払い方などもすべて特養と任意後見人との間で合意し、退院・入所日を病院及び特養と調整し、用意する荷物のことなども、OAG ライフサポートがすべて整えていきます。

つづく